

2023年12月25日

株式会社山梨中央銀行

「投資信託受益権振替決済口座管理規定」の一部改定について

今般、下記のとおり「投資信託受益権振替決済口座管理規定」を一部改定いたします。
なお、改定後の規定は既にお取引いただいているお客さまにも適用いたします。

記

1. 改定日

2024年1月1日

2. 改定理由

投資信託取引口座を適切に管理する観点から、長期間に亘って投資信託残高がない当該口座につきましては、自動的に解約させていただくこといたします。

これに伴い、上記お取扱いを本規定に追加いたします。

3. 約款の改定内容については、こちらからご確認いただけます。

- ・新旧対照表
- ・投資信託受益権振替決済口座管理規定（改定後全文）

以上